に属する職員の数が職員の総数の十分の一に満たない職員のまとまりがある場合は、勤務形態が異なる場合を除き、職務の内容等に照らし、類似の職員のまとまりと合わせて一の職員のまとまりとして公表することができるものとする。 ［３～５　略］	の内容等に照らし、類似の職員のまとまりと合わせて一の職員のまとまりとして公表することができるものとする。 ［３～５　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、令和五年四月一日から施行する。

（特定事業主行動計画の策定等に関する経過措置）

第二条　この府令による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（以下「新令」という。）第二条の規定は、新令第六条第一項及び第二項の規定による情報の公表を行った女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十九条第一項に規定する特定事業主（令和五年度中に新令第六条第一項及び第二項の規定による情報の公表を行わなかったものを含む。）による同法第十九条第三項の規定に基づく特定事業主行動計画（同条第一項に規定する特定事業主行動計画をいう。以下この条において同じ。）の策定又は変更について適用し、その他の同条第一項に規定する特定事業主による特定事業主行動計画の策定又は変更については、なお従前の例による。

省　令

○総務省令第八十号

地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）、地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）の一部の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月二十一日

総務大臣　松本　剛明

地方税法施行規則等の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
第三号様式別表裏面（用紙日本産業規格Ｂ４） （第二条関係） 前年分の所得税において平成21年から令和７年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の５に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額 ただし、居住年が平成26年から令和３年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和４年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の５」を「100分の７」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額 ①・②　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	**第三号様式別表裏面**（用紙日本産業規格Ｂ４） （第二条関係） 前年分の所得税において平成21年から令和３年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和４年まで）であって、特定取得又は特別特定取得に該当する場合には、「100分の５」を「100分の７」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額 ①・②　［同上］

第二条　地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改　正　後	改　正　前
第十七号様式別表中記載要領20を記載要領21とし、記載要領19を記載要領20とし、記載要領18を記載要領19とし、同表記載要領17中「個人番号を」を「個人番号及び退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族の個人番号を」に改め、「前には」の次に「、５人目以降の16歳未満の扶養親族の場合には、」を、「付し、」の次に「退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族の場合には、「摘要」の欄において氏名等の前に記載した（退）を付し、」を、「(2)個人番号」」の次に「、「(退) 個人番号」」を加え、同表記載要領17を同表記載要領18とし、同表中記載要領16を記載要領17とし、記載要領15を記載要領16とし、同表記載要領14	第十七号様式別表中記載要領20を記載要領21とし、記載要領19を記載要領20とし、記載要領18を記載要領19とし、同表記載要領17中「個人番号を」を「個人番号及び退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族の個人番号を」に改め、「前には」の次に「、５人目以降の16歳未満の扶養親族の場合には、」を、「付し、」の次に「退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族の場合には、「摘要」の欄において氏名等の前に記載した（退）を付し、」を、「(2)個人番号」」の次に「、「(退) 個人番号」」を加え、同表記載要領17を同表記載要領18とし、同表記載要領10から記載要領16までを１ずつ繰り下げ、同表記載要領９中「以下９」